

回答書

教学施第1888号
令和8年2月10日

入札参加者各位

山梨県教育庁学校施設課長

「山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気調達」（令和8年1月29日公告）に係る質問について、次のとおり回答いたします。

※ 「入札及び契約時の算定単価」について

2026年4月1日時点の料金単価での算出及び契約をお願いします。

※ 「計算内訳書の端数処理」について

公表している「計算内訳書 様式例」を参考にしてください。

- ①基本料金、電力量料金 : 端数処理の指定はありません。
- ②電気料金（合計） : 施設ごと1円未満切り捨てとしてください。
- ③入札金額を税込→税抜にする場合 : 1円未満切り捨てとしてください。
- ④燃料費調整額 : 完全市場連動型による入札のため、燃料費調整額は含めません。

質問1 現在の供給者を施設別に教えていただけますでしょうか。

- (答)
- ・施設：全施設
 - ・供給者：株式会社V-Power

質問2 契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増設工事を予定している施設はありますか。

該当する施設がある場合、増設工事後に契約電力が増加し、1年を満たないで契約電力を減少または需給契約を廃止される場合は、増加された日に遡って、接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。

- (答) 受電設備の増設工事を予定している施設はありません。契約後に増設工事を実施した場合においては、契約書第20条のとおり、個々の内容は協議させていただきます。

質問3 現時点において受電設備（トランス・変圧器容量等）の増設工事が予定されていなくても、予定の変更等で、上記の事例となった場合は、増加日された日に遡って、接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。

- (答) 契約書第20条のとおり、個々の内容は協議させていただきます。

質問4 【仕様書別紙2】の電気使用量・契約電力等実績一覧（令和6年度）ですが、各月の使用量合計値が、朝時間～日曜祝日までを足した値と異なる箇所が複数散見されますので、修正版を配布頂けますでしょうか。

(例)

番号1 北杜高等学校4月合計55901（朝時間～日曜祝日の合計55900）

番号 3 山梨県立韮崎工業高等学校 4 月合計31226 (朝時間～日曜祝日の合計32461)

(答) 【仕様書別紙 2】の D 列 (4 月) の合計値に一部不整合があったため、修正版を提示いたします。

質問 5 【仕様書 2 仕様(12)その他イ】

市場価格連動プランでの応札のみ (他のプランは応札不可) ということでよろしいでしょうか。

(答) 完全市場連動型のみとなります。

質問 6 (市場価格連動プランで応札の場合)

弊社は令和 6 年 4 月 1 日の電気需給約款の改定により電力量単価が 4 時間帯となる料金プラン(市場価格連動プラン)での応札となります。毎月の電力量料金内訳も(夏季・その他季等 2 窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等 4 窓)の区別がなく、4 時間帯に区分した単価(朝・昼・晩・夜)が表示されます。また、市場調整の割合が 100%のため燃料費調整は行いませんが、スポット市場価格の変動に連動する料金プランとなりますがよろしいでしょうか。

(答) 差し支えありません。

質問 7 入札書に記載する日付は入札日以前の日付でよろしいでしょうか。

(答) 郵送の場合、作成日をご記載ください。

質問 8 提出する内訳書は、入札説明書等で示された内訳書と同等の内容が網羅された、事業者の任意様式で提出することよろしいでしょうか。

(答) 差し支えありません。

質問 9 入札金額の算定にあたり、内訳書のそれぞれの端数処理(表示)方法についてご教示願います。

<例>

- ①基本料金、電力量料金 …銭未満切り捨て(小数点以下第二位まで表示)
- ②各月の電気料金 …円未満切り捨て(小数点以下切捨て表示)
- ③入札金額を税込金額から税抜金額(110分の100に相当する金額)にする場合 …円未満切り上げ(小数点以下切り上げて表示)

(答) ①端数処理の指定はありません。
②年間の使用量で算出してください。電気料金(合計)は各施設ごと1円未満切り捨てとしてください。
③税抜への換算(100/110)は1円未満切り捨てとしてください。

質問10 郵送での入札時で封筒の大きさや記載方法、封印方法等に指定はありますでしょうか。

(答) 指定はありません。

質問11 電気料金請求書（払込用紙）はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておりません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」にてお知らせさせていただきますがよろしいでしょうか。

なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。

また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。

（答） 押印の省略等について可能である場合もございますので、契約後に御相談ください。

質問12 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては地域を所轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。

（答） 契約書や覚書についての協議は可能ですが、全て御社の約款に依拠することができるとは限りません。

質問13 一般送配電事業者の託送供給約款の見直し（レベニューキャップ制度）等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。

※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。

（答） 単価の変更には応じられません。

質問14 弊社では、2026年3月末を以て旧電気料金プランが廃止となるため、2026年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。

それに伴い、燃料費調整制度（基準燃料価格、基準燃料単価および係数）ならびに市場価格調整制度（基準市場価格、基準市場単価）が見直されます。弊社が落札した場合は、2026年4月1日に電気需給約款による算定を行いますよろしいでしょうか。

（答） 算定時及び請求時においても2026年4月1日時点の単価で算定をお願いします。

質問15 【仕様書 2仕様（12）その他 オ】

一般送配電事業者の使用電力量等算定方法が変更となり、計量器の指示数による差引から、一般送配電事業者から提供される30分値（48コマ）の積算により行っています。（※1）

使用電力量等は、弊社のWEBサイト内の電気料金等のお知らせ、適格請求書（電気料金等請求書裏面の請求金額内訳）によりお知らせすることとなりますがよろしいでしょうか。

（尚、有効電力量については※1の理由からお知らせできませんのでご了承下さい）

（答） 差し支えありません。

質問16 現在の計量日を提示していただけますでしょうか。

(答) 計量日については、落札者決定通知の際に落札者へ提供します。

質問17 【仕様書 2仕様(7) 使用量の計量及び代金の算定期間】

「各月の計量日は、供給者との協議により定めた日とし」とありますが、弊社が落札した場合、一般送配電事業者の制度により、毎月の計量日は一般送配電事業者が定める計量日となりますがよろしいでしょうか。

その場合、契約終了日前後での請求書の合算は行えず、場合により年間の請求が13回になることがありますかよろしいでしょうか。

(答) 計量日は、原則として、契約会社の約款等に従うこととします。年間の請求が13回になることについては差し支えありません。

質問18 質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。

(答) 質問書の回答内容に関する問合せ等はお受けできません。

質問19 開札結果は開札日にご担当者様より、電話、メール等でご連絡をいただけないでしょうか。

その場合、全ての応札者名、応札価格、等を教えていただくことは可能でしょうか。

(答) 改札結果は山梨県教育庁学校施設課ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/gakko-sst/0701/gakko-sst01.html>)に入札参加者名、入札金額(総額)を公開します。

質問20 弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。

(答) 差し支えありません。

質問21 市場価格調整について、旧一般電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社)にて2026年4月から見直しがございますが、ご請求時及び計算内訳書の作成において、2026年4月以降見直しされる算定諸元を適用してもよろしいでしょうか。

(答) 請求時及び計算内訳書の作成において2026年4月1日時点の単価で算定をお願いします。

質問22 契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。

(答) 単価の変更には応じられません。

質問23 1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。

(答) 1施設を分担して支払うことはありません。また、1施設につき1つの請求書のみ発行で差し支えありません。